

愛知大学大学院法務研究科

法務専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(9)-3
II 章ごとの評価	2-(9)-4
第 1 章 教育の理念及び目標	2-(9)-4
第 2 章 教育内容	2-(9)-5
第 3 章 教育方法	2-(9)-10
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(9)-12
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(9)-16
第 6 章 入学者選抜等	2-(9)-17
第 7 章 学生の支援体制	2-(9)-19
第 8 章 教員組織	2-(9)-21
第 9 章 管理運営等	2-(9)-24
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(9)-25
第 11 章 自己点検及び評価等	2-(9)-27
<参 考>	2-(9)-29
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-31
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-32
iii 自己評価書等	2-(9)-33

I 認証評価結果

愛知大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 入学前の学習支援体制が充実しており、特に法学未修者に対する配慮がみられることは優れている。
- 学習支援の体制として教育補助講師（チュータ）を活用し、自主ゼミや学生からの個別相談への対応が積極的に行われていることは優れている。
- 小規模校の特性を生かし、日頃から教員と学生との距離が近く、オフィスアワーの時間外も学生からの相談に対応する体制が取られている。また、学習支援のために、学生には在学中1人1台のノートパソコンが貸与されており、「パブリック・フォルダ」やメールを活用して教員との十分なコミュニケーションが図られており、優れている。
- 地域に密着し地域に貢献する法曹人の養成を目的とする奨学金や、成績優秀者を対象とする奨学金等、当該法科大学院独自の奨学金制度が複数整備されている。
- 自習室や演習室は、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保され、学生が自主的に学習を行うための環境への配慮が図られている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 学内に設けられている法律事務所が受任した事件を活用し、実務修習的要素を取り込んだ教育が行われている。
- 授業の実施に当たっては、法律実務基礎科目はもちろんのこと、それ以外の科目においても、実務家教員と研究者教員の緊密な連絡が取られており、理論的教育と実務的教育のバランスが良い授業が行われている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 成績評価における考慮要素のうち平常点について、出席点を加味しないことについては教員への周知が図られているが、適切な取扱いが一層明確となるよう、明文化について検討する必要がある。
- 教員組織に関する情報提供のうち、ウェブサイトにおける公開については、適切な情報公開に努める必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 選択科目として置かれている授業科目「民法Ⅳ」については、親族法・相続法を取り扱っていることから必修科目とすることが望ましいため、実態として学生全員が履修している状況にあるものの、必修化を検討する必要がある。
- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念は、「1.「法の支配」の理念を実現する、2.「国民の社会生活上の医師」としての役割を果たす」として、また、教育目標は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命に基づき、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域に提供する「地域社会に貢献するローヤー」の養成を目指す」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト、学生募集要項及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念・目標に適った教育を実施するため、1年次から2年次春学期には法律基本科目に関する基礎力の醸成、2年次には基礎を踏まえた具体的事件の解決能力及び実務家としての基礎能力の養成、3年次には発展・応用力を身に付けることによる実務家として必要な総合力の養成といった年次ごとの到達目標の設定や、それを具体的に実施するための履修モデルの設定等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、主に名古屋市を中心とした東海地方の法律事務所、地方裁判所や地方検察庁等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念・目標を効果的に実現するために、法学未修者でも無理なく段階を踏んで専門的法知識や思考力、分析力、表現力を身に付けることができるよう基礎的科目、演習科目、総合演習科目が段階的に配置されているほか、実務基礎科目は主として実務家教員が担当するとともに、理論教育を踏まえた学習となるよう、主に高学年次に配置するなどにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、多様な選択科目の開設や、教員の個別面談による対応等がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法学の基礎」、「司法制度論」、「法哲学」、「法情報学」及び「法律中国語」等、(4) 展開・先端科目として、地域社会に貢献するホーム・ローヤ養成のために重要な授業科目「租税法」及び「消費者救済法」等、地域社会に貢献するビジネス・ロ

一ヤー養成にとって重要な授業科目「金融法」、「知的財産法」及び「国際関係法」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、一部に具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、おおむね、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、一部に具体的教育内容が法律基本科目、法律実務基礎科目及び基礎法学・隣接科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、おおむね、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、一部にその位置付けが適切でない授業科目があるものの、おおむね学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位、総合科目 4 単位であり、選択必修の 4 単位と合わせて合計 66 単位とされており、このうち 6 単位については、法学未修者 1 年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するも

のとして法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目6単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため

の教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）が必修科目として、授業科目「民事訴訟実務基礎Ⅱ」（2単位）が選択必修科目として開設され、また、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）が必修科目として、授業科目「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」（2単位）が選択科目として開設されている。

また、ローヤリングは授業科目「ローヤリング」が、クリニックは授業科目「臨床実務Ⅰ」が、エクスターンシップは授業科目「臨床実務Ⅱ」がそれぞれ選択必修科目（各2単位）として開設されており、その他法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目と合わせて4単位相当を修得するものとされている。

法情報調査は、授業科目「法情報調査」が必修科目として開設され、法文書作成は、授業科目「法文書作成」が選択必修科目として開設されているほか、必修科目である授業科目「民事訴訟実務基礎Ⅰ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」においても指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、シラバス作成の段階から実務家教員と研究者教員が共同で授業計画・授業内容について定め、各回の講義では、講義の進度、学生の理解度等について検討しながら共同で授業を実施するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 学内に設けられている法律事務所が受任した事件を活用し、実務修習的要素を取り込んだ教育が行われている。

【改善すべき点】

- 基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「法学の基礎Ⅰ」及び「法学の基礎Ⅱ」について、教育内容が法律基本科目の内容と相当部分において重複しているため、基礎法学・隣接科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「企業法務Ⅰ」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「捜査・公判法務」について、教育内容が法律実務基礎科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 授業科目「英米法Ⅰ」及び「英米法Ⅱ」が展開・先端科目に配置されているため、基礎法学・隣接科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 選択科目として置かれている授業科目「民法Ⅳ」については、親族法・相続法を取り扱っていることから必修科目とすることが望ましいため、実態として学生全員が履修している状況にあるものの、必修化を検討する必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生等による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、発問や小テスト等による学生の理解度を確認しながら授業が実施され、2年次以降配当の演習科目においては、多数の事例・設例を利用して、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「臨床実務Ⅰ」及び「臨床実務Ⅱ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、「臨床実務Ⅱ」については、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け

取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の設定における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、「パブリック・フォルダ」による教員からの授業に関する連絡や資料の提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては42単位（うち6単位は法学未修者1年次の法律基本科目を含む。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 授業の実施に当たっては、法律実務基礎科目はもちろんのこと、それ以外の科目においても、実務家教員と研究者教員の緊密な連絡が取られており、理論的教育と実務的教育のバランスが良い授業が行われている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは法科大学院ガイドブックに記載されているほか、オリエンテーションあるいは第1回目の授業の冒頭における説明を通じて、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、定期試験、臨時試験、臨時レポート、平常の学習状況等とされており、これらは法科大学院ガイドブックに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価に対する異議申立の制度、教授会における全科目の成績分布データの確認等が講じられている。

成績評価の結果については、教授会で配付された成績分布に関するデータと同じものが学生に対し掲示されるほか、法律基本科目については、担当教員において出題意図、採点基準、講評等を明らかにした書面が、学生にメールあるいは書面で配付されるとともに、個人別の成績表を渡す際に、担当教員が添削・講評した答案を返却するなど必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、授業期間の終了から一定期間において期末試験を実施し、学生が科目全体にわたる復習の時間を確保できるようにしているほか、特定の日に特定の学年の試験科目が集中しないよう時間割にも配慮するなど、期末試験における実施方法について配慮されており、再試験及び追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらはパンフレット及び法科大学院ガイドブックに記載されているほか、オリエンテーションや年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位

エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年在籍し、108 単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 36 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において修得した単位と合わせて、36 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位、総合科目 4 単位、さらに「公法総合演習」、「民法総合演習」及び「刑事法総合演習」から 4 単位、並びに、法律実務基礎科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位を修得することとされているほか、選択科目から 14 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、当該大学法学部の試験問題の類題が出題されることがないよう、出題者を複数にし、問題を精査しているほか、解答用紙は唯一記載のある受験番号欄も厳封され、採点は複数人で行うなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、刑法、民法、商法、民事訴訟法について論文式試験が実施され、法科大学院統一適性試験、小論文、出願書類・面接を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、32単位を修得したものとみなしている。この32単位は、1年次の必修科目から「法情報調査」（2単位）を除く32単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 成績評価における考慮要素のうち平常点について、出席点を加味しないことについては教員への周知が図られているが、適切な取扱いが一層明確となるよう、明文化について検討する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「自己点検・FD委員会」及び「FD協議会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教員間の相互研修のために、春・秋学期にそれぞれ授業参観週間を設けて、教員相互による授業参観の上、講義方法について改善点の指摘等を行うことにより授業の改善を図っているほか、学生による授業評価アンケート等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念・目標に照らし、「(1) 建学の精神である、地域社会に貢献するローヤー（地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー）を目指す学生を受け入れること。(2) 多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させること。(3) 入学者の適性をはかるために、多様な観点から公平かつ客観的に評価すること。(4) 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えていること。(5) 将来、法曹としての豊かな人間性や感受性を備えていること。」として設定され、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレットを通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育理念や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイト、パンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」が置かれており、入試にかかる業務全般を主管することとしている。「入試委員会」において審議された事項については、教授会での審議を経て決定することとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、入試問題等）が公表されており、また、身体に障がいがある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者3年コースについては小論文試験及び面接試験を、法学既修者2年コースについては法律科目試験（論文式試

験)、小論文試験及び面接試験を行うことにより、当該法科大学院において教育を受けるための必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、志望理由書のほか、自己PR書の提出を求め、これらの出願書類に基づいて面接試験を行うことにより、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成20年度は25%、平成21年度は約35%、平成22年度は約45%、平成23年度は約26%、平成24年度は約12%となっている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は62人であり、収容定員100人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学試験の試験回数を増加するなど、入学者数が入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、志願者数等を総合的に考慮し、平成23年度の入学定員から、前年度と比較して定員を10人削減する見直しが行われるとともに、社会人の志願者を増やし、社会人の入学者をより多く確保するために、平成25年度入試から特別入試を実施している。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念・目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、主な科目のガイダンスやオフィスアワー、定期試験成績が良好でない者に対する担当教員面談などによって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期当初から学習が適切に行われるよう、入学前のプレスクーリングや、4月第1週の法科大学院オリエンテーションの実施など、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、主な科目のガイダンスに加えて、法律基本科目の履修指導を行うなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時間・予約方法等が掲示により学生に周知されている。なお、オフィスアワーの時間外においても、教員は学生からの質問・相談に随時対応しているほか、「パブリック・フォルダ」やメールを活用して、教員と学生との十分なコミュニケーションを図ることができるような措置が講じられている。

このほか、若手弁護士による教育補助講師（チューター）制度が実施され、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、教育ローン援助奨学金制度、学費サポートプラン、愛知大学同友会（同窓会）奨学金制度のほか、当該法科大学院独自の奨学金として「専門職大学院貸与奨学金」制度及び「専門職大学院給付奨学金」制度が整備されている。また、地域に密着し地域に貢献する法曹人の養成を目的に、条件を満たした場合には専門職大学院貸与奨学金の返還が免除される「地域貢献奨学金」制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健室及び学生相談室を設置しているほか、ハラスメントについての相談員・相談窓口を設置するなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、屋外には、公道からの誘導ブロック、段差のない床、身体障がい者等のための駐車スペース等を設置している。また、屋内は、施設全体をバリアフリー化しているほか、全教室に車椅子使用者が利用できる

専用機の設置、全フロアに多目的トイレの設置、常用エレベータ全4基に車椅子用ミラーを設置するなど整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家専任教員が担当窓口となり、学生の進路選択に際して指導・助言を行う体制の整備、「求人検索NAVI」の整備、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 入学前の学習支援体制が充実しており、特に法学未修者に対する配慮がみられることは優れている。
- 学習支援の体制として教育補助講師（チュータ）を活用し、自主ゼミや学生からの個別相談への対応が積極的に行われていることは優れている。
- 小規模校の特性を生かし、日頃から教員と学生との距離が近く、オフィスアワーの時間外も学生からの相談に対応する体制が取られている。また、学習支援のために、学生には在学中1人1台のノートパソコンが貸与されており、「パブリック・フォルダ」やメールを活用して教員との十分なコミュニケーションが図られており、優れている。
- 地域に密着し地域に貢献する法曹人の養成を目的とする奨学金や、成績優秀者を対象とする奨学金等、当該法科大学院独自の奨学金制度が複数整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

ただし、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった1授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、採用については「採用選考委員会」において候補者の研究業績、実務経験について審査し、教授会において審議・決定する方法がとられており、昇任については「昇格審査委員会」において特に業績について論文審査を中心に厳格な評価が行われた上で、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の授業担当の適格性を考慮して、教授会において審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念・目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目であり、そのうち必修科目の授業は、すべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員7年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が8人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専任教員に対し研究活動に専念できる期間を与える制度として「教育職員学外研修」（海外研修・国内研修）、「研究休暇」、「研究専念」の3種類の制度が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、車道教学課に法科大学院を主たる業務としている者として専任職員2名、契約職員1名が配置されているほか、法科大学院図書室に司書資格を有するスタッフ、総務課に研究支援担当職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項等について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「車道教学課」が組織され、教授会の意思決定支援業務と会議運営に関わる学事業務に加え、教務及び学生に関する業務を担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、予算申請にあたり、経営担当副学長と面談する機会が設定されており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（法廷教室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室には、スクリーン、プロジェクター、プラズマテレビ等が配備されているほか、実習室は裁判員裁判用に整備され、授業収録装置が配備されている。

学生の自習環境については、自習室は、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、1人1台のノートパソコンが貸与されているほか、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されていることに加え、学生が自主ゼミ等を行うためのミーティングルームが複数設置されており、その運営は自習室の運営と併せて学生の自治に任されているなど、学生の自習を支援するための設備が充実している。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、LAN設備（有線・無線）が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して図書館蔵書検索システム（OPAC）による検索、国内外の各種判例・法令データベース検索等が行えるICT環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室が整備されている。法科大学院図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法律基本科目の基本書など、使用頻度の高い書籍は複数冊が配架されているほか、教員及び学生の希望による図書の購入・収蔵、ICカードによる出入管理等、図書及び資料は適切に管理及び維持されるとともに、必要な設備及び機器として、検索用パソコン、コピー機、スキャナ、プリンタ、大型パンチ、裁断機等が整備されている。また、法科大学院図書室には、司書の資格を有し、法情報調査の基礎的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室は法科大学院図書室内に設置されており、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっているなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には仕切りのついたデスクにより個室性を確保した共同研究室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、教員用ラウンジ、ミーティングルーム及び講師控室に応接セットや机イスが整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室や演習室は、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく 24 時間使用できるなど、十分な利用時間が確保され、学生が自主的に学習を行うための環境への配慮が図られている。
- 自習室は法科大学院図書室内に整備されており、個人用パソコンのほか、法科大学院図書室の検索パソコンにより、図書・資料・判例データベース等の検索が可能となっているなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。
- 法科大学院図書室には、司書の資格及び法情報調査に関する基礎的素養を備えた職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己評価・FD委員会」が設置され、評価項目として「理念・目的」、「教育研究組織」、「教員・教員組織」、「教育内容・方法・成果」、「学生の受け入れ」、「学生支援」、「教育研究等環境」、「社会連携・社会貢献」、「管理運営・財務」及び「内部質保証」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「自己点検・FD委員会」において改善策が審議され、また、その内容はFD協議会を通じて各教員に周知されており、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、当該大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めており、外部評価実施に向けた体制整備を進めている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「愛知大学自己点検・評価年次報告書」として大学ウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織に関する情報提供については、教員によって公表の内容に差があるものの、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、大学ウェブサイトの「愛知大学研究者情報データベース」及びウェブサイトの「教員一覧」を通じて公表されている。

その他当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、車道教学課及び法務研究科教授会内部委員会において収集され、車道教学課金庫、キャビネット及び倉庫において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 教員組織に関する情報提供のうち、ウェブサイトにおける公開については、適切な情報公開に努める必要がある。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
愛知大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
愛知県名古屋
- (3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
学生数：62 人
教員数：16 人（うち実務家教員 7 人）

2 特徴

愛知大学大学院法務研究科法務専攻（以下、当法科大学院という）は、愛知大学建学の精神に基づいて「地域社会に貢献するローヤー」の育成を目標としており、司法試験でも一定の成果を収めてきた。これまでの司法試験合格者は 78 名にのぼり、各年度の合格率の平均は 41.11%となっている。こうして、司法試験に合格した当法科大学院の修了者は、関係者から信頼される法曹として実務上の能力を発揮しており、弁護士会活動などの社会活動においても、社会に貢献する実績を積んできている。

当法科大学院は、こうした目的を達成するために、日々改善の努力を続けているが、現時点における特徴をまとめると、以下のとおりである。

第 1 に、当法科大学院では、学生定員 30 名に対し専任教員 16 名という体制で、きめの細かい少人数教育が行われている。教員は学生指導に非常に熱心で、教員と学生の関係が非常に近く、親密なことが特徴である。学生は、授業終了後の教室、メール、研究室来訪等、あらゆる方法で教員に質問し、教員は熱心にこれに答えている。また、教員は 1 人 1 人の学生を掌に置き、それぞれの個別事情に応じた個別指導を行うことが可能となっている。教員間の情報交換も活発に行われており、学生の状況に応じた指導の工夫・改善に関する教員間の意見交換も、科目ごとに、あるいは科目の枠を超えて、日常的に行われている。全専任教員の参加する教授会、FD 協議会においても、教育指導の改善に関する議論が頻繁に行われている。

第 2 に、基礎の理解を重視するとともに、修了時には十分な応用能力をも学生が身につけられるよう、段階的発展的教育プログラムが構築されている。すなわち、1

年次には、主要な法律基本科目について、初めて学ぶ学生にとっても基礎が分かりやすく理解できるよう配慮された教育が行われている。そして、2 年次（既修 1 年次）からは演習が中心となり、徹底した双方向・多方向の授業により、具体的な事案を解決する能力、応用能力を涵養することが目指されている。3 年次（既修 2 年次）は、総合演習も取り入れられ、全般的な最後の総仕上げが行われる。この一連の教育課程を通じて、学生は基礎をしっかりと身につけ、多彩な法的紛争を自らの力で解決することのできる発展的応用能力を身につけることが期待されている。

第 3 に、学習環境においても、学生が学習しやすい環境が整備されている。法科大学院図書室は年中無休で 24 時間利用が可能であり、その中に学生 1 人あたり 1 席の専用キャレラデスクが用意されている。このため、学生は、キャレラデスクで自習している時に必要が生ずれば、すぐに法科大学院図書室の蔵書を手元にとって利用することができる。また、学生には 1 人 1 台、学習に必要なソフトがプレインストールされた専用のノートパソコンが貸与されている。有線 LAN、無線 LAN によって、学内のどこからでもインターネットに接続できる環境が整備されており、種々のデータベースにアクセスすることも容易である。また、全ての教職員・学生にメールアドレスが割り振られ、瞬時に連絡可能な環境が整備されている。このため、メールを利用した学生の教員に対する質問も頻繁に行われている。学生が自主ゼミを行うために必要な教室も、十分に確保されている。大人数の場合は、ゼミ室、講義室等を予約することができ、少人数の場合は、予約なくミーティングルームを利用することもできる。

第 4 に、学内に弁護士法人愛知リーガルクリニック法律事務所が設けられており、同法律事務所との連携で臨床実務に関する教育も活発に行われている。学生は、同法律事務所の無料法律相談に立ち会うことができ、一部の科目では立ち会いが必須の履修内容とされている。また、同法律事務所の適切な事件があれば、学生もこれに参加して研修することができる。そのほか、愛知県弁護士会の協力も得て、「臨床実務」の講義やエクスターンシップ、「消費者救済法」の講義など、学生が実務を学ぶカリキュラムが豊富に用意されている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

【愛知大学法科大学院の概要】

愛知大学の建学の精神を要約すると、①世界文化と平和への貢献（平和主義）、②国際的視野を持った教養人の養成（国際化）、③学問、文化の地域貢献（地域社会への貢献）、④多様な学生の受け入れ（生涯学習社会への対応）である。このことは、当法科大学院が目指そうとしている法曹像と密接にかかわる。

愛知大学法科大学院が目指している法曹像を具体的に挙げれば、

- ①「地域社会に貢献するローヤー」の養成
- ②「ホーム・ローヤー」の養成
- ③「ビジネス・ローヤー」の養成、である。これを少しく敷衍すれば、以下のようになる。

(1) 地域社会に貢献できる法曹の養成を目指す。愛知大学設立趣意書（建学の精神）には、中部日本には法文科系の大学が存在しなかったことから、この地方には大学設立の要望が強く、この要望に応えることが本学設立の「特殊ノ意義」であるという。つまり、本学はこの中部地方の文化に貢献し、有為なる人材を養成すること、すなわち「地域貢献」が建学の精神の重要な柱なのである。したがって、愛知大学法科大学院の使命は、質の高い法的サービスをこの地域に提供することにあるといえる。

(2) ホーム・ローヤーの養成を目指す。21世紀における法曹は、市民にとって利用しやすい「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべきことが期待されており、市民生活から生じる法的諸問題について、身近に必要な法的サービスを提供しなければならない。たとえば、離婚、子の認知などの家庭関係事件をはじめ、交通事故、消費者問題などの日常生活から生じる民事紛争のほか、家庭内暴力、ストーカー行為などの刑事・少年法関係の相談にも応える法曹の養成が必要となる。

(3) ビジネス・ローヤーの養成を目指す。わが国は、諸々の構造改革を通じて規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後監視・救済型社会への転換を図ってきた。また21世紀はグローバル化が深化し、企業の活動領域が一段と拡大している。このような企業活動に関連して生じる複雑で多岐にわたる法律問題について、専門的かつ適切な企業実務教育を行うことは極めて重要であり、国際的に活躍できる法曹を養成する。

【愛知大学が目指す法曹の資質】

愛知大学法科大学院では以下のような資質を備えた法曹を育成したい。

(1) 専門的な法的知識の修得

法曹には、まず専門的な法的知識の修得が不可欠である。この場合の専門的な法的知識とは、基本六法などの基本法についての法的知識にとどまらず、基本法から派生・展開する法分野や先端的な法分野における一定の法的知識の修得も含まれる。むろん、これらはいくまでも法科大学院において行われるべき教育の基本であり、基礎法学の素養、隣接諸科学の知識もあわせ教育する必要があることはいままでもない。

(2) 法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成

法的知識だけでは、法曹として決して十分ではない。法的知識を駆使しながら、問題となっている事実関係を的確に分析し、どのようにして法的紛争を解決するのかを思考し、それを論述したり、相手と交渉したりする能力を身につける必要がある。また、ある場合には現状を批判的に検討し、創造する能力も必要となるであろう。したがって、当法科大学院では、こうした諸能力の育成に努めたい。

(3) 豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養

法的知識を習熟し、かつ法的諸能力に優れていても、「法の支配」の担い手である法曹に豊かな人間性と鋭い人権感覚が欠けるならば、それは愛知大学の目指す法曹とはほど遠いものになる。プロフェッショナルとしての責任感や倫理観、さらには社会に貢献するという自覚の涵養を図る。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201303/houka/no6_2_jiko_aichi_h201303.pdf